

## 平成30年度のリスクコミュニケーションの進め方（案）

リスクコミュニケーション（以下「リスコミ」という。）は、単に国が決めたリスク低減措置について一方的に説明を行い、その内容に理解を求めるものではなく、リスク評価の開始からリスク低減措置の導入に至る各段階において、利害関係者の双方向の情報交換や対話を通じて、相互理解を促進し、適正なリスク低減措置をとりまとめ、措置の円滑な導入を図ることを目的としている。

のことから、平成30年度においても、引き続き、双方向の意見交換の促進を基本にリスコミを実施することとし、各段階において行政手続法に基づく意見募集（以下「パブリックコメント」という。）を実施するとともに、意見交換会を開催することとする。

### 1 パブリックコメント

#### (1) 実施時期

国におけるリスク評価において、対象物質の追加選定、リスク評価を踏まえた健康障害防止措置の導入等が予定されていることから、各段階において行政手続法に基づく意見募集（以下「パブリックコメント」という。）を実施する。

#### (2) 実施方法

パブリックコメントの実施にあたっては、専門家による検討会等における検討結果等の情報提供を併せて行う。また、パブリックコメントの実施について、関係事業者団体等への周知を行い、化学物質に関わる者（製造・取扱いのみならず、流通や消費も含む。）からの意見の提出の機会が確保されるよう配慮するとともに、ここで示された疑問、意見等に丁寧に対応する。

### 2 意見交換会

#### (1) 開催時期

リスク評価結果を踏まえた健康障害防止措置の検討及びその制度化に当たって、関係者の意見を幅広く反映させる観点から、次のテーマに沿って、年間3回リスコミを開催することとする。

- ① リスク評価
- ② 健康障害防止措置の検討結果
- ③ 労働安全衛生法施行令別表第9の追加

#### (2) 開催要領（効率的・効果的な開催方策）

平成29年度の3回の会合は一般募集型の国のリスク評価全般やリスクアセスメント

等の説明を目的とするリスクコミュニケーションとして、これに関する講演者の説明の後、当日参加者から募集した質問・意見に応える形で、パネルディスカッションを行い、意見交換を実施した。

平成30年度においては、以下の点に留意し、効率的かつ効果的な開催に努めることとする。

○ 参加者の募集

- ・ 地方開催については、特に参加者への周知が必要であり、化学物質に関わる者に幅広な情報提供を行うことに留意。

○ 開催地及びテーマの設定

- ・ テーマ毎に参加者の利便性を考慮した開催地を選定することが重要。
- ・ 平成30年度においても、地方の事業者の参加が容易なよう、東京の他、主要地方都市での開催を検討。
- ・ 関係事業者の参集しやすい場所、機会に開催することを考慮。

○ 会合の持ち方

- ・ 開催時間は、最大でも現在実施しているリスクコミュニケーション時間（全体3時間、意見交換1.5時間）とする。
- ・ 意見交換の方式は、参加者から当日募集した質問・意見に応える形で、パネルディスカッションを行う現行方式が有効と考えるため、出席者から、意見・質問が出しやすいよう、あらかじめ質問・意見提出用シートを配付する方式とする。
- ・ 参集者については、100名程度の会合とする。

(3) その他

リスクコミュニケーションの普及促進の観点から、国は事業者、業界団体にリスクコミュニケーションの開催を呼びかけるとともに、事業者等の主催するリスクコミュニケーションへの講師派遣、資料提供等を行うなどして、連携の強化を図ることとする。

また、国はリスクコミュニケーションにかかるPDCA（Plan・Do・Check・Act）サイクルを成立させるため、リスクコミュニケーションの事業評価を行う必要がある。評価手法の一つとして、リスクコミュニケーション会合参加者へのアンケートを行っているが、次年度においても、アンケートやパネラーへのインタビュー等の結果を踏まえ、ニーズにマッチした効率的・効果的な開催を行うこととする。

### 3 パンフレット

リスク評価対象物質の周知やリスク評価を踏まえた健康障害防止措置の導入に当たっては、その趣旨をパンフレット等に記載し、相互理解を促進するとともに、意見交換会で特に質問、意見が多くかった議題、案件については、制度改正を説明するパンフレットにQ&Aを掲載し、改定等の際に更新する等、情報提供の方法を工夫することが必要である。

### 4 ホームページ

厚生労働省のホームページにおいて、リスク評価に係る最新の情報を、事業者、労働者にわかりやすく、見やすい形で一層充実させ、提供することが必要である。